

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年三月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 笠岡シーサイドモール

所在地 笠岡市笠岡二三八八

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 笠岡マルセン開発株式会社

住所 笠岡市笠岡二三八八

代表者の氏名 代表取締役 森年 美和

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 別添小売業者一覧表のとおり

(変更後) 午前八時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 別添小売業者一覧表のとおり

(変更後) 午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午後十一時まで

(変更後) 午前七時三十分から午後十一時まで

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設一 午前七時から午後六時まで

荷さばき施設二 午前六時から午後六時まで

(変更後) 荷さばき施設一 午前六時から午後七時まで

荷さばき施設二 午前五時から午後七時まで

4 変更年月日

平成二十五年三月一日

二 届出年月日

平成二十五年二月二十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十五年三月十五日から同年七月十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び笠岡市建設産業部経済観光活性化課